米穀、 麦その他の重要な農産物に係る農業の担い手の経営の安定を図ることにより、 国民に対する食料の

安定供給の確保に資するため、 我が国における農業の生産条件に関する不利を補正するための交付金及び収

入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付する措置を講ずる必要がある。これが、こ

の法律案を提出する理 由である。